

目次

前文

第1章 総則（第1条）

第2章 議会及び議員の活動原則（第2条・第3条）

第3章 市民と議会との関係（第4条―第7条）

第4章 議会と市長等との関係（第8条―第13条）

第5章 議会機能の強化（第14条―第18条）

第6章 議員の政治倫理（第19条・第20条）

第7章 議会事務局の充実等（第21条・第22条）

第8章 議会の組織（第23条―第26条）

第9章 議会改革の推進（第27条―第29条）

附則

鶴岡市は、平成17年10月1日に、1市4町1村の合併により誕生し、東に出羽三山を仰ぎ、西には日本海を望む広大な市域を有しており、それぞれの地域では、自然に紐づいた地域ならではの歴史と文化、生活が形成されている。

地方分権が進展し、地方公共団体には自主性・自立性が強く求められている。このような状況において、二代表制の一翼を担う議会が果たすべき役割や責務は、これまで以上に重要となっている。

また、議会は、地方公共団体の最高意思決定機関であることを踏まえ、市長その他の執行機関から独立し、かつ、対等な関係を保持しながら、監視機能及び立法機能を十分発揮し、地方自治の本旨である住民自治と団体自治の実現を目指さなくてはならない。

鶴岡市議会では、市民に開かれた透明性の高い議会を目指し、これまでも様々な議会改革に取り組んできたが、今後は、多様な民意を的確に市政に反映させるための積極的な政策立案や政策提言を行い、市民の福祉の増進及び市政の発展により一層寄与することが求められている。

このたび議会在が果たすべき役割を明らかにした上で、市民の負託に真摯に答えていくことを決意し、議会における最高規範として、ここに鶴岡市議会基本条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、二元代表制の下、合議制の機関である議会の役割を明らかにするとともに、議会及び議員の活動原則等の基本的事項を定め、地方自治の本旨に基づき市民の福祉の増進及び市政の発展に寄与することを目的とする。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第2条 議会は、市の意思決定機関であり、行政の監視機関としての責任を果たすとともに、市民の意見を市政に反映させるため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 情報公開及び市民参加の推進に努めること。
- (2) 透明性、公平性及び公正性を確保すること。
- (3) 平易な言葉で説明責任を果たすこと。
- (4) 法令等を遵守すること。
- (5) 市民の理解が得られる議会運営に努めること。
- (6) 把握した市民の多様な意見をもとに政策立案及び政策提言（以下「政策形成」という。）の強化に努めること。
- (7) 大規模災害等に対する危機管理体制の整備に努めること。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、直接選挙で選ばれた市民全体の代表者であることを自覚し、合議制の機関である議会を構成する一員として、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 一部の市民、団体及び地域の課題に偏ることなく、市政全体の課題全般について、自らの良心と責任をもって市民の負託に応えること。
- (2) 議会活動を市民に説明する責務を有すること。
- (3) 日常の調査及び研修活動を通じて自らの資質の向上に努めること。

第3章 市民と議会との関係

(市民参加の推進)

第4条 議会は、市民の意見を議会活動に反映することができるよう市民参加の推進を図るとともに、広く市民の意見を聴取する機会の確保に努めるものとする。

(意見交換会)

第5条 議会は、市民に開かれた議会を目指すために、市政等に関する課題、政策的な情報等について、必要と認める場合は、市民との意見交換会を行うものとする。

(情報公開の推進)

第6条 議会は、議会の役割及び活動に関する情報公開を徹底するとともに、市民に対する説明責任を十分に果たすものとする。

(広報広聴機能の充実)

第7条 議会は、鶴岡市議会広報広聴委員会を設置し、広報広聴機能の充実に努めるものとする。

第4章 議会と市長等との関係

(基本原則)

第8条 議会は、議会審議において、市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)と対等な関係を保持し、市長等の事務執行の監視及び評価を行うものとする。

(政策等形成過程の資料要求及び説明)

第9条 議会は、重要な政策等について論点を明確にし、政策水準の向上を図るため、市長等に対し、説明資料を提出するとともに、必要に応じてその形成過程を説明するよう求めることができるものとする。

2 議会は、前項の説明を求めた場合、市長等に対し速やかな対応に努めるよう求めるものとする。

(予算及び決算における資料の要求並びに説明)

第10条 議会は、予算及び決算を審議するに当たっては、市長等に対し、施策別又は事業別に分かりやすい説明資料を提出するとともに、説明に努めるよう求めるものとする。

(議決事件の指定)

第11条 議会は、透明性の高い市政運営に資するため、議会における審議が必要と認める事項については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定に基づき、議決事件として別に条例で定めるものとする。

(附帯決議への対応)

第12条 議会は、本会議において可決した附帯決議について、市長等に対し、最大限尊重することを求めるとともに、当該附帯決議に関する事後の状況、対応等を議会に報告するよう求めるものとする。

(請願採択への対応)

第13条 議会は、本会議において採択した請願のうち、市長等において措置することが適当と認めるものについては、市長等に対し、その趣旨を実現するよう求めるとともに、当該請願に関する事後の状況、対応等を議会に報告するよう求めるものとする。

第5章 議会機能の強化

(専門的識見の活用)

第14条 議会は、学識経験者等の専門的な識見を活用し、議会機能の強化に努めるものとする。

(議員間討議)

第15条 議会は、議案及び請願の審査に当たっては、議員相互間の自由な議論により、合意形成を図るよう努めるものとする。

(委員会活動の充実)

第16条 委員会は、その所管に属する議案及び請願の審査並びに事務調査を充実させ、その機能を十分に発揮するものとする。

2 委員会は、議会における政策形成を積極的に行うよう努めるものとする。

3 委員会の運営については、鶴岡市議会委員会条例（平成17年鶴岡市条例第253号）の定めるところによる。

(議員研修の充実強化)

第17条 議会は、議員の政策形成能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。

2 議会は、議員研修の充実強化に資するため、専門家及び有識者による研修会を積極的に開催するものとする。

(意見陳述の対応)

第18条 議会は、請願の審査に当たり、請願者から意見陳述の申出があるときは、意見を聴くことができるものとする。

第6章 議員の政治倫理

(政治倫理の遵守)

第19条 議員は、市民の代表として高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、良心と責任感をもって議員の品位を保持し、識見を高めるよう努めるものとする。

2 議員の政治倫理に関して遵守すべき規律の基本事項については、鶴岡市議会議員政治倫理条例（平成30年鶴岡市条例第32号）の定めるところによる。

(政務活動費の執行及び公開)

第20条 政務活動費は、議員の調査研究その他の活動に資するために交付されるものであることを踏まえ、使途の透明性を確保し、適正に執行しなければならない。

2 政務活動費の交付、執行等に関する具体的な事項については、鶴岡市議会政務活動費の交付に関する条例（平成17年鶴岡市条例第272号）の定めるところによる。

第7章 議会事務局の充実等

(議会事務局)

第21条 議会は、議会及び議員の政策形成能力を向上させるとともに、議会活動を円滑かつ効果率的に行うため、議会事務局の調査、法務等に関する機能の充実強化及び組織体制の整備に努めるものとする。

(議会図書室)

第22条 議会は、議員の政策形成能力の向上に資するため、議会図書室の充実及び機能の強化に努めるものとする。

第8章 議会の組織

(議員の定数)

第23条 議会の議員の定数（以下「議員定数」という。）については、鶴岡市議会議員定数条例（平成24年鶴岡市条例第52号）の定めるところによる。

2 議会は、議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点、他市の状況、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するとともに、市民の意見の聴取及び反映に努めるものとする。

(会派)

第24条 議員は、議会活動を行うに当たり、会派を結成することができるものとする。

2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成する。

3 会派は、その政策理念に基づき、政策形成を組織的に推進するものとする。

(議長)

第25条 議長は、議会を代表し、中立公正な職務遂行に努めるとともに、円滑な議会運営を行うものとする。

(議員報酬)

第26条 議員報酬は、鶴岡市特別職の職員の給与に関する条例（平成17年鶴岡市条例第57号）の定めるところによる。

- 2 議会は、議員報酬の改正に当たって、議員が提案する場合は、行財政改革の視点、他市の状況、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するとともに、市民の意見の聴取及び反映に努めるものとする。

第9章 議会改革の推進

(議会改革の取組)

- 第27条 議会は、社会環境の変化及び新たに生じる市政の課題に適切かつ迅速に対応するため、継続的な議会改革に取り組むものとする。

(最高規範性等)

- 第28条 この条例は、議会における最高規範であり、議会及び議員のあり方の理念を示すものである。

- 2 議会に関する条例、規則等（次条において「議会関係条例等」という。）の制定、改正及び廃止に当たっては、この条例の目的を尊重し、整合を図るものとする。

- 3 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後、速やかにこの条例の研修を行うものとする。

(条例の検証及び見直し)

- 第29条 議会は、この条例の目的の達成状況について検証を行うものとする。

- 2 議会は、前項の検証の結果、議会関係条例等の改正等が必要と認められる場合は、適切な措置を講じるものとする。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。